

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「秘書課長を除く。」の下に「、部の政策幹」を加え、「及び消防防災政策幹」を「、消防防災政策幹、次世代産業幹及び部の企画幹」に改め、同項第六号中「の長」の下に「、部の政策幹」を、「行政監察幹」の下に「次世代産業幹」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。